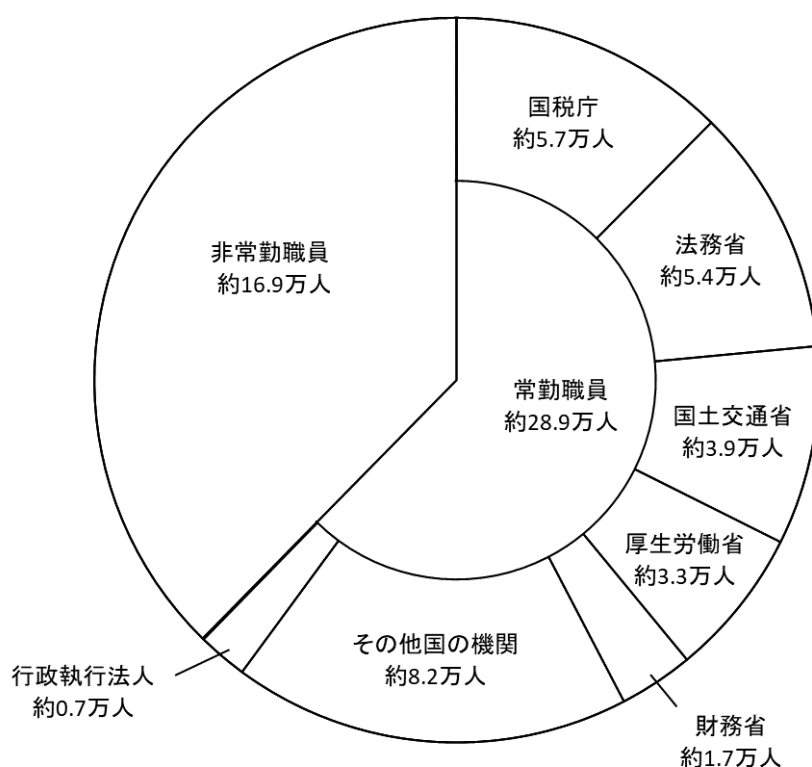


1 補償法適用職員

補償法は一般職の国家公務員に適用され、その数は令和5年7月1日現在、約45.8万人であり、内訳は下表のとおりである。

補償法適用職員内訳



※ 「一般職国家公務員在職状況統計表（令和5年7月1日現在）」（内閣官房内閣人事局）を基に作成。
ただし、行政執行法人の常勤職員及び非常勤職員の人数については、各行政執行法人への調査を基に集計した。

2 補償及び福祉事業の種類及び内容

補償は、被災職員又はその遺族の受けた損害の補填を目的として行われる基本的給付であり、福祉事業は、補償を補完する付加的給付として、被災職員の社会復帰の促進及び被災職員・その遺族の援護のために行われるものである。

(1) 補償の種類及び内容

(令和5年4月現在)

療 養 補 償 (昭26. 7. 1)	公務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合、治癒するまでの間、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。
休 業 補 償 (昭26. 7. 1)	公務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養のため（治癒するまでの間）勤務することができない場合において、給与を受けないとき、平均給与額（W）又はWとその日支払われた給与との差額の100分の60を支給する。ただし、後述の傷病補償年金が支給される場合は、この限りでない。
傷 病 補 償 年 金 (昭52. 4. 1)	療養の開始後1年6月を経過した日において、傷病が治癒せず、当該傷病による障害の程度が傷病等級(第1級～第3級)に該当する場合、傷病等級に応じ、Wの313日分～245日分の年金を支給する。
障 害 補 償 年 金 (昭35. 6. 23)	傷病の治癒後、障害等級第1級～第7級に該当する障害が存する場合、障害等級に応じ、Wの313日分～131日分の年金を支給する。
一 時 金 (昭26. 7. 1)	傷病の治癒後、障害等級第8級～第14級に該当する障害が存する場合、障害等級に応じ、Wの503日分～56日分の一時金を支給する。
介 護 補 償 (平 8. 4. 1)	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者が、年金の支給事由となった障害により、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている場合に、要介護の程度や介護の形態に応じ、172,550円～38,900円/月を支給する。
遺 族 補 償 年 金 (昭41. 7. 1)	職員が公務上又は通勤により死亡した場合において、一定の要件を備えた遺族があるとき、遺族の人数に応じ、Wの245日分～153日分の年金を支給する。
一 時 金 (昭26. 7. 1)	①職員が公務上又は通勤により死亡した場合において、年金受給資格者（上記の要件を備えた遺族）がないとき、遺族の区分に応じ、Wの1,000日分、700日分又は400日分の一時金を支給する。 ②遺族補償年金の受給権者が失権した場合において、他に年金受給資格者がなく、既に支給された年金の合計額が①の額に満たないとき、その差額を支給する。
葬 祭 補 償 (昭26. 7. 1)	職員が公務上又は通勤により死亡した場合において、葬祭を行う者に対し、315,000円にWの30日分を加えた額（これがWの60日分を下回るときはWの60日分の額）を支給する。
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金 (昭56.11. 1)	障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、その者に既に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が障害等級に応じた一定額（第1級でWの1,340日分、第7級でWの560日分）に満たないとき、遺族にその差額を支給する。
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金 (昭56.11. 1)	障害補償年金の受給権者から申出があった場合、年金の前払いとして、障害等級に応じWの1,340日分～560日分の範囲内で受給権者が選択した額を支給する。
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金 (昭41. 7. 1)	遺族補償年金の受給権者から申出があった場合、Wの1,000日分の範囲内で受給権者が選択した額を年金の前払いとして支給する。
予 後 補 償 (昭41. 7. 1)	船員が治癒後勤務できない場合において、給与を受けないとき、1月間を限度に、Wの100分の60を支給する。
行 方 不 明 補 償 (昭41. 7. 1)	船員が公務上行方不明になった場合において、その被扶養者に対し、行方不明の間（3月間を限度）、Wに相当する額を支給する。

(注) 1 ()内は、制度の施行された年月日を示す。

2 平均給与額（W）は、原則として、事故発生前3か月間の給与（特別給を除く。）の総額をその期間の総日数で除して得た額である。なお、年金たる補償及び長期療養者（療養開始後1年6月経過後）の休業補償に係る平均給与額については、年齢階層別に最低・最高限度額が設けられている。

(2) 福祉事業の種類及び内容

(令和5年4月現在)

外 科 後 処 置 (昭26. 7. 1)		障害等級に相当する障害が存する者のうち、義肢装着のための断端部の再手術、醜状軽減のための処置等が必要と認められるものに対し、診察、治療等の処置を行う。
補 装 具 (昭26. 7. 1)		障害等級に相当する障害が存する者に対し、障害に応じて義肢、義眼、眼鏡、補聴器、車いす等を支給する。
リハビリテーション (昭26. 7. 1)		障害等級に相当する障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要であると認められるものに対し、機能訓練、職業訓練等を行い、又はその費用を支給する。
ア フ タ ー ケ ア (昭63. 4. 8)		傷病の治癒後であっても、外傷による脳の器質的損傷を受けた者、せき髄を損傷した者等で障害等級に該当するものや白内障等の眼疾患を有する者、慢性のウイルス肝炎となった者、精神疾患にり患した者等で医師の医学的意見により必要と認められたものに対し、診察、治療等の処置を行い、又はその費用を支給する。
休 業 援 護 金 (昭41. 7. 1)		休業補償を受ける者等に対し、Wの100分の20を支給する。
ホームヘルプサービス (平 7.10. 1)		在宅で介護を要する重度被災職員（第3級以上）に対し、介護事業者からの介護サービスの供与を行い、又はその費用を支給する（3割は自己負担）。
奨 学 援 護 金 (昭42.10. 1)		傷病補償年金、障害補償年金（第3級以上）又は遺族補償年金の受給権者で子弟等の学費の支弁が困難なもの（補償に係るWが16,000円以下）に対し、学校の区分に応じ、在学者1人当たり39,000円～14,000円／月を支給する。
就労保育援護金 (昭54. 4. 1)		傷病補償年金、障害補償年金（第3級以上）又は遺族補償年金の受給権者で自己又はその家族等の就労のため未就学の子を保育所等に預けているもののうち保育費用を援護する必要があると認められるもの等（補償に係るWが16,000円以下）に対し、保育児1人当たり12,000円／月を支給する。
特 別 支 給 金	傷病特別支給金 (昭56. 4. 1)	傷病補償年金の受給権者に対し、傷病等級に応じ、114万円～100万円の一時金を支給する。
	障害特別支給金 (昭49.11. 1)	障害補償の受給権者に対し、障害等級に応じ、342万円～8万円の一時金を支給する。
	遺族特別支給金 (昭49.11. 1)	遺族補償の受給権者に対し、遺族の区分に応じ、300万円～120万円の一時金を支給する。
特 別 援 護 金	障害特別援護金 (昭51. 4. 1)	障害補償の受給権者に対し、障害等級に応じ、公務災害については1,540万円～45万円、通勤災害については915万円～40万円の一時金を支給する。
	遺族特別援護金 (昭50. 1. 1)	遺族補償の受給権者に対し、遺族の区分に応じ、公務災害については1,735万円～695万円、通勤災害については1,115万円～445万円の一時金を支給する。
特 別 給 付 金	傷病特別給付金 (昭52. 4. 1)	傷病補償年金の受給権者に対し、傷病補償年金に特別給支給率（2割が上限）を乗じた額を年金として支給する。
	障害特別給付金 (昭52. 4. 1)	障害補償の受給権者に対し、障害補償に特別給支給率（2割が上限）を乗じた額を年金又は一時金として支給する。
	遺族特別給付金 (昭52. 4. 1)	遺族補償の受給権者に対し、遺族補償に特別給支給率（2割が上限）を乗じた額を年金又は一時金として支給する。
	障害差額特別給付金(昭56.11. 1)	障害補償年金差額一時金の受給権者に対し、障害補償年金差額一時金に特別給支給率（2割が上限）を乗じた額を一時金として支給する。
長期家族介護者援護金 (平 7. 4. 1)		常時又は随時介護を要する重度障害者が公務上の事由によらずに死亡したときに、長期間介護に当たってきた遺族に対して、100万円を支給する。

- (注) 1 特別支給金…労働者災害補償保険法においても、見舞・弔慰金としての特別支給金を同様に支給している。
- 2 特別援護金…民間企業における法定外給付を考慮して、公務において独自に支給している。
- 3 特別給付金…平均給与額の算定には特別給が含まれていないが、一方、ボーナス制度が普及し、賃金の一部となっている実情に鑑み、特別給を除く年間給与に対する特別給の比率である特別給支給率を用いて、特別給を給付額に反映させている。労災においても、同様の特別給付金を支給している。

3 災害の認定状況

令和5年度に公務災害又は通勤災害と認定（上認定）された件数は2,150件で、前年度（2,034件）と比べ116件（5.7%）増加した。

※ 災害の認定や補償及び福祉事業の実施は、各実施機関が行っている。

(1) 公務災害の認定状況

令和5年度に公務災害と認定された件数は1,301件で、前年度（1,208件）と比べ93件（7.7%）増加した。

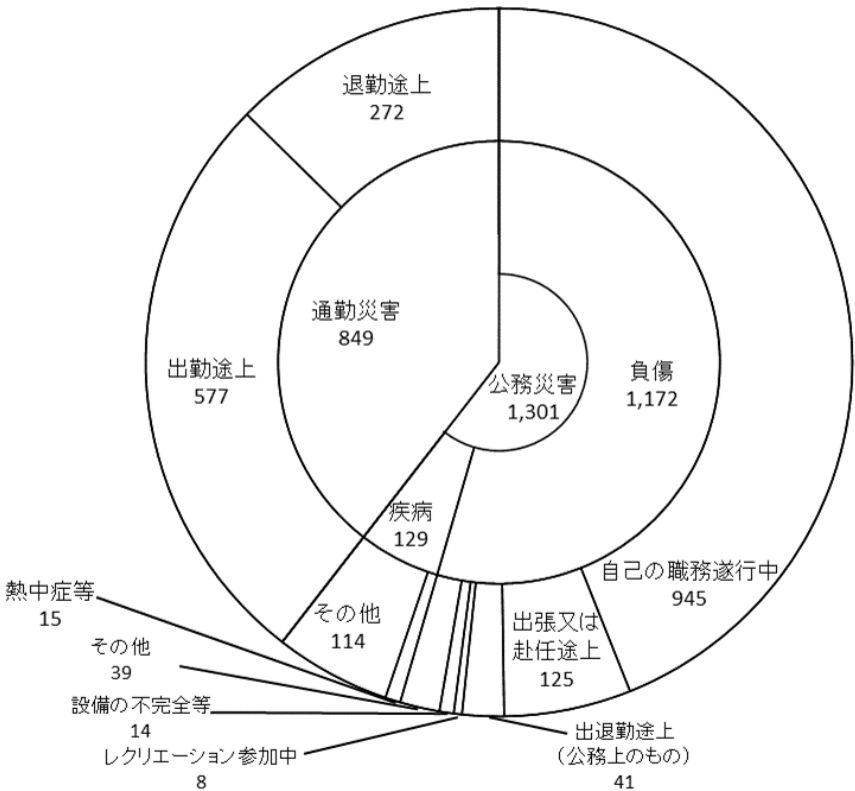
これを事由別に見ると、負傷が1,172件（対前年度220件増）で、公務災害の90.1%を占める。負傷のうち、80.6%が自己の職務遂行中に発生している。また、疾病は129件（同127件減）となっている。

(2) 通勤災害の認定状況

令和5年度に通勤災害と認定された件数は849件で、前年度（826件）と比べ23件（2.8%）増加している。このうち、68.0%が出勤途上で発生している。

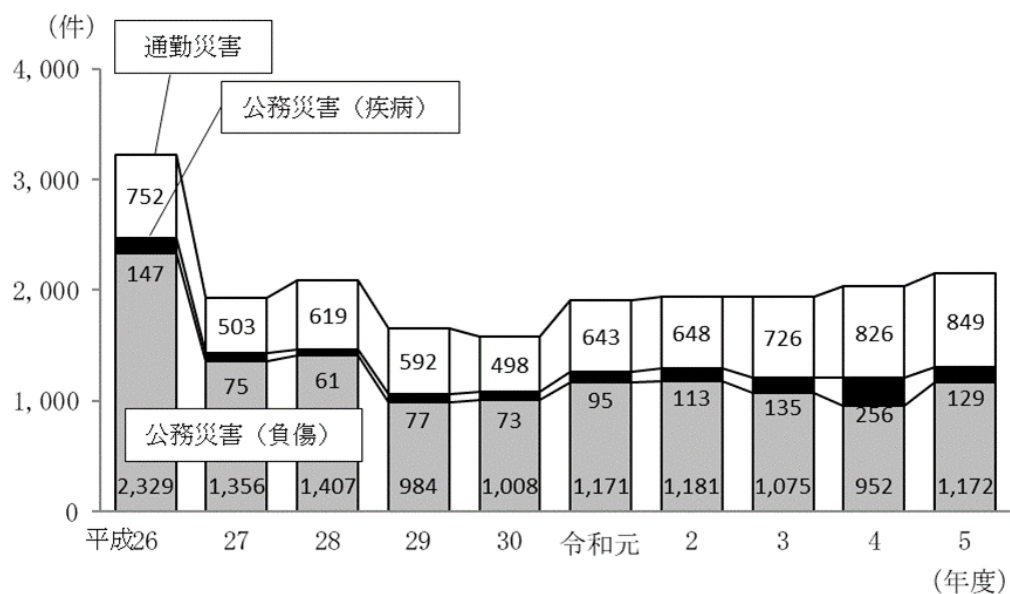
公務災害及び通勤災害の認定状況

（単位：件）

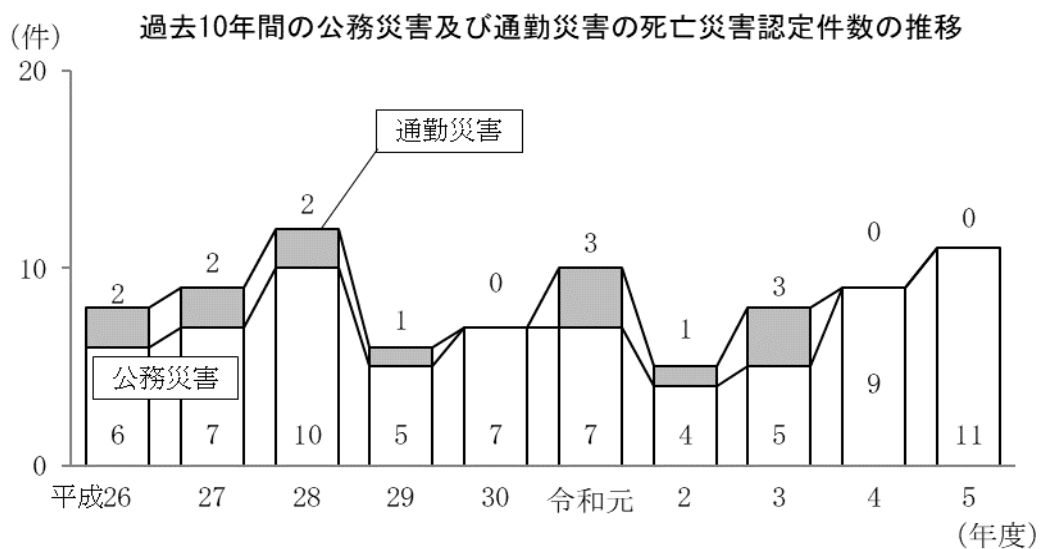


(3) 過去10年間の認定状況

過去10年間の公務災害及び通勤災害の認定件数の推移は、次のとおりである。



※ 平成26年度から平成27年度にかけての認定件数の減少は、独立行政法人国立病院機構が中期目標管理法人化（平成27年4月1日）し、同機構の職員が補償法の対象外となった影響が大きい。



4 補償及び福祉事業の実施状況

令和5年度における補償及び福祉事業の実施件数は6,802件、実施金額は54億8,281万円で、前年度（6,840件、54億822万円）と比べ、件数では38件（0.6%）減少し、金額では7,459万円（1.4%）増加している。

(1) 補償の実施状況

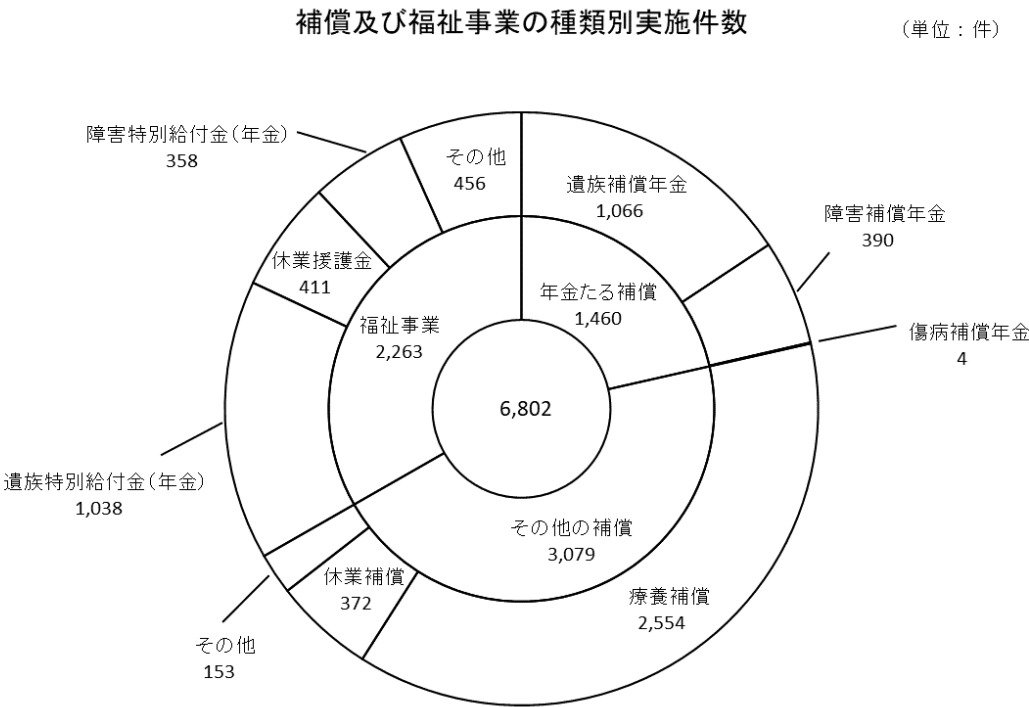
補償全体の実施件数は4,539件、実施金額は43億969万円で、前年度（4,485件、44億1,466万円）と比べ、件数では54件（1.2%）増加し、金額では、1億497万円（2.4%）減少している。

補償全体に占める件数の割合については療養補償（56.3%）、遺族補償年金（23.5%）、障害補償年金（8.6%）の順に高く、金額では遺族補償年金（53.8%）、障害補償年金（19.6%）、療養補償（18.3%）の順に高くなっている。

(2) 福祉事業の実施状況

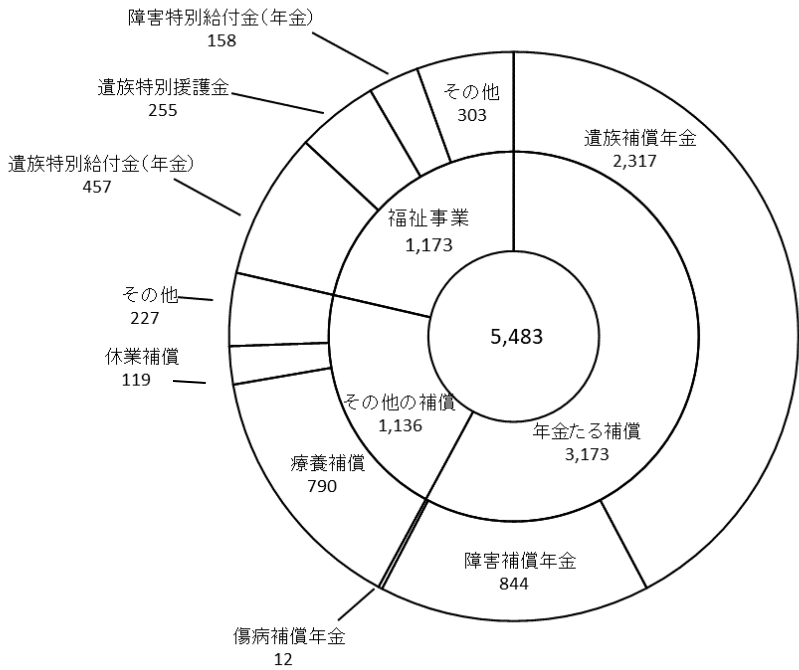
福祉事業全体の実施件数は2,263件、実施金額は11億7,312万円で、前年度（2,355件、9億9,356万円）と比べ、件数では92件（3.9%）減少し、金額では1億7,956万円（18.1%）増加している。

福祉事業全体に占める件数の割合については遺族特別給付金の年金（45.9%）、休業援護金（18.2%）の順に高く、金額では遺族特別給付金の年金（39.0%）、遺族特別援護金（21.8%）の順に高くなっている。



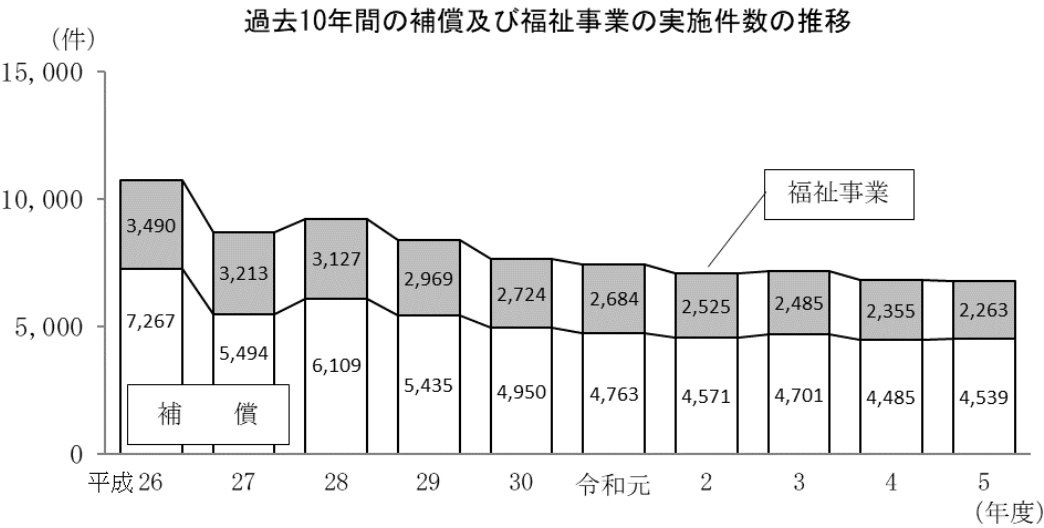
補償及び福祉事業の種類別実施金額

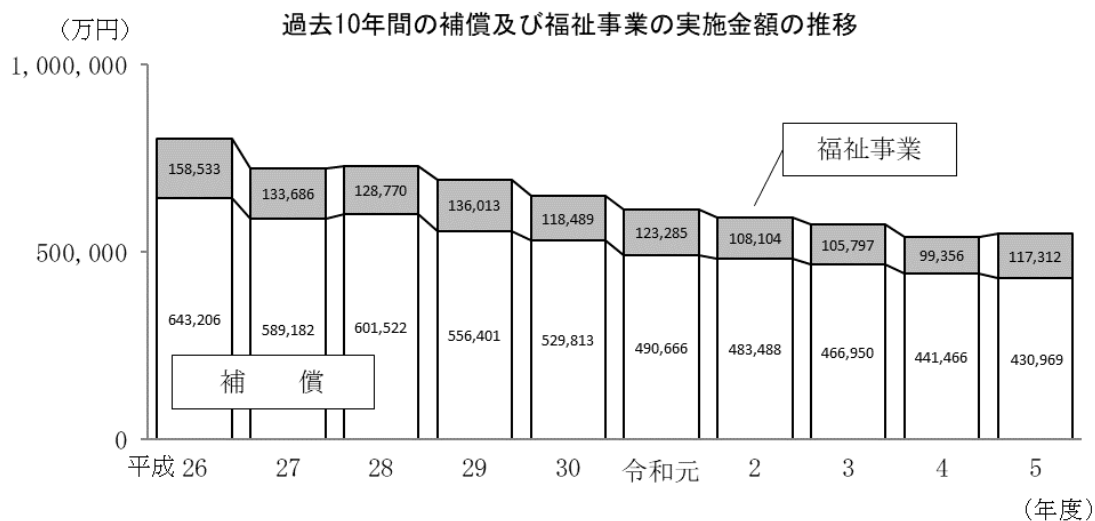
(単位：百万円)



(3) 過去10年間の実施状況

過去10年間の補償及び福祉事業の実施件数及び実施金額の推移は、次のとおりである。





5 第三者加害及び免責の状況

(1) 第三者加害事故の状況

令和5年度に公務災害又は通勤災害と認定された2,150件のうち、第三者加害によるものは328件(15.3%)で、前年度(277件)と比べ51件(18.4%)増加した。このうち自動車による第三者加害事故は157件で、前年度(144件)に比べ13件(9.0%)増加しており、第三者加害事故全体の47.9%、全認定件数の7.3%を占めている。

(2) 免責の状況

令和5年度において補償の責を免れたものの金額は7,626万円で、補償の実施金額と免責の金額の合計額(43億8,595万円)の1.7%を占めている。